27-(1) 川崎市浸水低地改良資金貸付条例【上下水道局下水道管理課】

昭和41年3月31日 条 例 第 1 2 号

(目的)

第1条 この条例は、家屋が低地にあるため降雨等により浸水する土地を改良するに必要な資金(以下「資金」という。)を貸し付けることを目的とする。

(貸付けの対象)

- 第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
 - (1) 土地又は家屋が資金の貸付けを受けようとする者の所有であること。
 - (2) 資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有すること。

(資金の貸付額)

第3条 資金の貸付額は、2,000,000円以内とする。

(貸付けの申込み)

第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定める 申込書により管理者に申請しなければならない。

(審査会の設置及び貸付けの決定)

- 第5条 前条の申込みについて必要な事項を調査審議するため、川崎市浸水低地改良資金貸付審査会 (以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 管理者は、前条の規定により申込みを受けたときは、審査会にはかり、貸付けの可否及び貸付金の 額を決定し、その旨を通知する。
- 3 審査会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(契約書の作成)

- 第6条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者(以下「借受人」という。)は、決定通知を受けた 日から1箇月以内に管理者が定める契約書により契約を締結しなければならない。
- 2 借受人は、前項の規定により契約を締結する際、管理者が定める資格を有する連帯保証人1人を立てなければならない。

(工事着手等の期間)

- 第7条 借受人は、契約締結の日から40日以内に改良工事(以下「工事」という。) に着手しなければならない。
- 2 前項の期間内に特別の理由により、工事の着手ができないときは、管理者の承認を得て延期することができる。

(貸付けの取消し)

- 第8条 借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、貸付けを取り消すことができる。
 - (1) 偽りの申込みにより貸付決定を受けたとき。
 - (2) 第6条及び前条に定める期間内に契約の締結又は工事の着手をしないとき。

(貸付けの時期)

- 第9条 資金は、第13条の規定により公正証書を作成したとき交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事に着手したときに貸付決定額の半額に相当する額を、工事が完了したときに残額を交付することができる。

(利率)

第10条 資金の利率は、すえおき期間を除き年3.6パーセントとする。

(償還方法)

- 第11条 資金は、貸付金額の交付を終えた日の属する月の翌月から1年間すえおき、以降5年間元利均 等月賦償還とする。ただし、繰上償還を妨げない。
- 2 借受人が災害その他の理由により償還が困難となったときは、管理者は、前項に規定する償還期限 を延長することができる。

(延滞利子)

第12条 前条第1項の規定による償還金の償還を怠った者は、その償還すべき金額に対し年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは減免することができる。

(公正証書の作成)

- 第13条 借受人は、第6条の規定による契約の締結後すみやかに公正証書を作成しなければならない。 (火災保険契約)
- 第14条 管理者は、借受人に対し資金の償還完了に至るまでの期間中借受人の建築物について、管理者 が指示する額により管理者を受取人とする火災保険契約の締結を求めることができる。
- 2 借受人は、前項により火災保険契約の締結をしたときは、すみやかに保険証書を管理者に提出しなければならない。

(償還期限の特例)

- 第15条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当したときは、第11条の規定にかかわらず、償還 すべき元金又は元利金を直ちに返還させることができる。
 - (1) 第8条の規定により、貸付けの取消しを受けたとき。
 - (2) 第11条の規定に違反して資金の償還を怠ったとき。
 - (3) 第12条の規定に違反して延滞利子の支払を怠ったとき。
 - (4) 第14条に規定する管理者の求めに応じないとき又は保険証書の提出を怠ったとき。
 - (5) 前各号のほか管理者の指示に違反したとき。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

一中 略一

附 則(平成21年12月24日条例第61号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

27-(2) 川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程【上下水道局下水道管理課】

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市浸水低地改良資金貸付条例(昭和41年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、浸水低地改良資金(以下「資金」という。)の貸付事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申込み)

第2条 条例第4条の規定により資金の貸付けを受けようとする者は、第1号様式による申込書を 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(審査会の所掌事務)

- 第3条 条例第5条第1項の規定により設置された川崎市浸水低地改良資金貸付審査会(以下「審査会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審査する。
 - (1) 資金貸付けの可否に関すること。
 - (2) その他管理者が必要と認める事項

(審査会の組織)

- 第4条 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。
- 2 会長は、管理者を、副会長は上下水道局担当理事をもって充てる。
- 3 会長は会議の議長となり、会務を総理する。

(委員)

- 第5条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 上下水道局総務部長
 - (2) 上下水道局下水道部長
 - (3) 上下水道局下水道部南部下水道事務所長
 - (4) 上下水道局下水道部中部下水道事務所長
 - (5) 上下水道局下水道部担当部長(下水道施設担当)
 - (6) 建設緑政局道路河川整備部長
 - (7) まちづくり局指導部長
 - (8) 上下水道局下水道部下水道管理課長
 - (9) 上下水道局下水道部下水道計画課長
 - (10) 上下水道局下水道部西部下水道管理事務所長
 - (11) 上下水道局下水道部北部下水道管理事務所長
 - (12) 建設緑政局道路河川整備部河川課長
 - (13) まちづくり局指導部建築審査課長

(会議)

- 第6条 審査会は、会長が招集する。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 その他審査会について必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、上下水道局下水道部下水道管理課に置く。

(決定通知)

第8条 管理者は、資金を貸し付けるものと決定したときは、第2号様式による貸付決定通知書に

より、貸し付けないものと決定したときは、第3号様式による通知書により申込者に対し通知する。

(保証人)

- 第9条 条例第6条に規定する連帯保証人(以下「保証人」という。)は、本市に1年以上住所を有し、かつ、貸付額以上の資力を有するものであること。ただし、管理者が特に事由があると認めるときはこの限りでない。
- 2 保証人が前項に定める資格を失ったときは、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、遅滞なく新たに保証人を立て管理者の承認を受けなければならない。
- 3 管理者は、必要と認めるときは保証人を変更させることができる。

(契約書の添付書類)

- 第10条 借受人は、条例第6条の規定による契約締結の際、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 借受人の印鑑証明書
 - (2) 保証人の印鑑証明書及び資産を証明する書類又は収入証明書
 - (3) 関係所有者の承諾書
 - (4) 貸付対象の登記事項証明書
 - (5) 公正証書の作成委任状

(工事着手の届出)

第11条 借受人が条例第7条第1項の規定により工事に着手したときは、第4号様式によりすみやかに管理者に届け出なければならない。

(工事完了届)

第12条 借受人は、工事が完了したときは、第5号様式によりすみやかに管理者に届け出なければならない。

(工事着手の延期願)

第13条 借受人は、条例第7条第2項の規定による工事の着手延期を願い出ようとするときは、第6号様式により管理者に提出しなければならない。

(取消し通知)

- 第14条 管理者は、条例第8条の規定により貸付けを取消したときは、第7号様式により通知する。 (利息の支払方法)
- 第15条 条例第9条第2項の規定による借受人は、条例第10条の規定による利率により計算した利息のうち、資金を最初に交付された日から残額交付の日の属する月の末日までの期間の利息については、条例第11条の規定による貸付資金の第1回償還の際、支払わなければならない。

(償還期限の延期願)

第16条 条例第11条第2項の規定により償還期限の延期を願い出ようとするときは、第8号様式により管理者に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日上下水道局規程第17号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日上下水道局規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

(第1号様式~第8号様式省略)